

平成29年2月28日
福祉部福祉指導課

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第50条及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、指定の取消しをおこないましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人みんなの家の集
- (2) 代表者 代表理事 石本かおり
- (3) 所在地 大阪府河内長野市向野町769番地9の203号

2 事業所名称等

- (1) 事業所名称 みんなの家の集 事業所
- (2) 所在地 大阪府松原市東新町三丁目13番13号
- (3) 事業種別 就労移行支援
- (4) 指定年月日 平成27年12月1日

3 指定の取消年月日 平成29年2月28日

4 指定取消しの理由

(1) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号該当）

- ・指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス管理責任者として申請し、指定を受けた。

(2) 人員基準違反（法第50条第1項第3号該当）

- ・不正の手段による指定を受けてから、平成28年8月1日に管理者及びサービス管理責任者が変更されるまでの約8ヶ月間、管理者及びサービス管理責任者が配置されていなかった。
- ・実務経験を満たしているかのように装った実務経験証明書を作成し、サービス管理責任者の資格要件を満たしていない者を平成28年8月1日から管理者兼サービス管理責任者として配置し届け出た。
- ・平成28年8月1日以降、就労支援員を1人以上常勤で配置すべきところ、常勤で配置されていなかった。

(3) 不正請求（法第50条第1項第5号該当）

- ・平成27年12月1日から平成28年7月31日までの間、サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し受領した。
- ・平成28年8月1日から、実務経験を偽り資格要件のない者がサービス管理責任者として個別支援計画の作成等をおこない、不正に訓練等給付費を請求し受領した。

(4) 運営基準違反（法第50条第1項第4号該当）

- ・ 指定時から平成28年7月31日までの間、管理者による従業者の管理及び業務の一元管理、従業者への運営基準遵守のための指揮命令、並びにサービス管理責任者による従業者への技術指導及び助言、個別支援計画の作成からモニタリング、計画の見直しまでの一連の手続きがおこなわれておらず、従業者に関する諸記録が文書で整備されていなかった。平成28年8月1日に管理者が配置されたが、運営基準を遵守しておらず、必要な指揮命令もおこなわれていなかった。
- ・ 計画の見直しが必要な全利用者について計画の見直しをおこなわず、利用者のモニタリングの記録も全くなく、従業者の勤務の体制についても適切に定められていなかった。
- ・ サービス提供記録が実態に即しておらず、適切に作成されていなかった。

(5) 虚偽報告（法第50条第1項第6号該当）

- ・ 勤務していない日時に勤務したとして虚偽の従業者の勤務実績表を作成し、提出した。

(6) 虚偽の答弁（法第50条第1項第7号該当）

- ・ 監査において管理者兼サービス管理責任者が自身の実務経験について事実と異なる答弁をおこなった。

(7) 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号該当）

- ・ サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。